

島根大学医学部附属病院うさぎ保育所入所者選考基準

平成23年12月21日
院内保育所運営協議会裁定

(趣旨)

第1条 島根大学医学部附属病院うさぎ保育所（以下「保育所」という。）の入所者の選考に関する取扱いについては、島根大学医学部附属病院うさぎ保育所利用要項に定めるもののほか、この選考基準によるものとする。

(入所者の選考基準)

第2条 入所者の選考は、以下の基準により行う。

- 一 保育所を利用することができる者は、職員としての勤務や学生として学業を行うため保育することができないと認められる場合で、かつ、同居の家族その他の者がその子を保育することができないと認められる者とする。

ただし、職員が育児休業を取得する場合であって、当該育児休業に係る子を入所させる場合を除く。

- 二 入所者選考の優先順位は、次に掲げる順位に基づき選考を行い、入所者を決定する。

第一位 附属病院で勤務する職員

第二位 上記以外の教育職員

第三位 その他の常勤職員

第四位 その他の契約職員

第五位 本学大学院生

第六位 本学学部学生

- 三 前号で同順位であった場合は、以下の順位に基づき選考する。

第一位 勤務日数及び所定労働時間数が多い者

第二位 兄弟姉妹が既に当保育所に入所している者

- 四 上記により順次選考した結果、同順位が複数名いる場合には、別表による職種別の定員数及び現員数を考慮し、入所者を決定する。

(待機者)

第3条 入所者選考の結果、選定に漏れた申請者は、希望すれば入所申請年度の待機者としてすることができる。

(基準の適用)

第4条 本基準は、定員の充足状況等を踏まえ、島根大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）が審議の上、適用する。

(その他)

第5条 この選考基準に定めるもののほか、必要な事項は病院長が決定する。

附 記

この基準は、平成24年2月1日の入所者から適用する。

附 記

この基準は、平成25年8月12日の入所者から適用する。

附 記

この基準は、平成30年4月1日の入所者から適用する。